

富士山火山防災対策協議会降灰対策作業部会設置要綱

(設置)

第1条 富士山火山防災対策協議会（以下、「協議会」という。）において、新たな知見を踏まえ、富士山噴火時の降灰対策に関する検討を行うため、降灰対策作業部会（以下、「作業部会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 作業部会は、次に掲げる事項について検討する。

- (1) 富士山降灰対策に関する事項
- (2) 富士山降灰対策の指針等の策定及び改訂に関する事項
- (3) その他、富士山降灰対策推進に必要な事項

(組織)

第3条 作業部会は、別表1に掲げる学識経験者及び、別表2に掲げる機関により構成する。

- 2 作業部会には、部会長1名及び副部会長2名を置く。
- 3 部会長は協議会会長県の防災担当課室長、副部会長は協議会副会長県の防災担当課室長を充てる。
- 4 部会長は作業部会を代表し、会務を総理する。
- 5 副部会長は部会長を補佐し、事故等の事由により部会長が職務を行えないときは、その職務を代理する。

(会議)

第4条 会議は部会長が招集し、部会長が議長となる。

- 2 部会長は必要に応じて、別表以外の者を会議に出席させ、意見又は説明を求めることができる。

(オブザーバー)

第5条 部会長は必要に応じて、協議会構成員機関の職員や関係者をオブザーバーとして会議に出席させることができる。

- 2 オブザーバーは、会議において意見を述べることができる。

(庶務)

第6条 作業部会の庶務は神奈川県、山梨県、静岡県防災部局担当課室が協力して担当する。

(補則)

第 7 条 本要綱に定めのない事項については、その都度協議のうえ定める。

附 則 本要綱は令和 8 年 7 月 17 日から施行する。

富士山火山防災対策協議会降灰対策作業部会名簿

別表 1 学識経験者

所 属	役 職	氏 名
静岡県富士山世界遺産センター	教授	小林 淳
神奈川県温泉地学研究所	研究課長	萬年 一剛
山梨県富士山科学研究所	研究管理幹	吉本 充宏

※氏名は五十音順に記載

別表 2 機関

機 関	部 課 室
内閣府政策統括官(防災担当)	
国土交通省関東地方整備局	防災室
	河川部
	道路部
国土交通省中部地方整備局	防災室
	河川部
	道路部
気象庁東京管区气象台	気象防災部
神奈川県	くらし安全防災局防災部危機管理防災課 (※)
山梨県	防災局防災危機管理課火山防災対策室 (※)
	富士山科学研究所
静岡県	危機管理部危機情報課 (※)

※各県防災部局担当課室